

## 特集

# 山と共に生きる

### 山と人とのつながり

山と人とのつながりは太古の昔から続いており、人は豊かな森から多くの恵みを受けて暮らしてきました。しかし、社会環境の変化から、人が山に入る機会は減少し、山と人とのつながりは薄れ、その姿は少しずつ変わってきています。

周りを見渡せば、雄大にそびえる数多くの山々が連なり、「日本のふるさと」と呼ばれるような景色がすぐそこに広がっています。そんな私たちにとって身近な存在である「山」について、この機会に皆さんも一緒に考えてみませんか。

### 山と森の働き

本市の面積の約3割を占める山。その山は、私たちに多くの恵みをもたらす機能を持っています。私たちはどこに住んでいても、無意識のうちに多くの山の恵みを等しく受けて暮らしています。

### 天然林と人工林

山の恵みの一つでもある豊かな森林。そんな森林には、人の手がほとんど入っていない「天然林」と、人が手を掛けて造る「人工林」の2種類があります。

人工林は、植林後、下草刈りや間伐など、多くの人の手を必要とします。林業を営む方により、この人工林の環境は守られてきましたが、多くの民有林は所有者の高齢化や木材の低価格化により、間伐などの手入れが行き届かなくなっています。

太陽の光が十分差し込まない森林は、下草が生えないため表土が流され、雨水を蓄える力が弱まるなど森林の機能低下が進んでしまっています。

### 「山の日」の制定

山と森林が果たす役割は重要であり、その維持には多くの人手と年月が必要となります。

こうした貴重な財産である「山」に親しむ機会を持ち、山の恩恵に感謝することを目的に、平成28年から8月11日が新たな国民の祝日「山の日」に制定されました。

また、県では、「山の恵み」を将来にわたり持続的に享受していくため、毎年7月第4日曜日を県独自の「信州山の日」として制定し、全ての「山」を対象にその魅力や価値を再認識し、最大限に山を生かす取り組みを推進することとしました。

### 暮らしを豊かにする 山と森の働き

- 雨水を蓄え、土砂災害や洪水を防止する
- 森の木々が二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防ぐ
- 水や空気を育む
- 再生産可能な資源である木材を供給する
- 多様な生き物の住み家となる

## 里山と緩衝帯

日本の森には約9万種以上の生物が生息していると言われており、自然界の食物連鎖の中で人間の暮らしと上手に共存してきました。

しかし、近年では山の中や森と里山の境界付近では、シカやイノシシ、クマといった野生動物による被害が多発し、周辺に住んでいる方や農作物に大きな被害が出ています。

近代に入るまで、日本には人間の手が入りつつも生態系が息づく「里山」という地帯が多くありました。里山は樹木もまばらなため見通しが良く、動物たちも人間を恐れて里

には近づいて来ない「緩衝帯」となっていました。

しかし、里山を人が利用しなくなってきた現代では、里山に木々ややぶが生い茂る状態となっており、結果、民家など人間の活動範囲のすぐ隣に、動物たちの活動範囲が存在してしまい、里山は緩衝機能を果たさなくなっています。

そこで、環境づくりと動物たちとの共存のため、里山再生による緩衝帯整備が行われています。里山の茂みを取り払うことで見通しのきく緩衝帯が作られ、野生動物が人里に近づきにくくなるという効果が見込まれています。

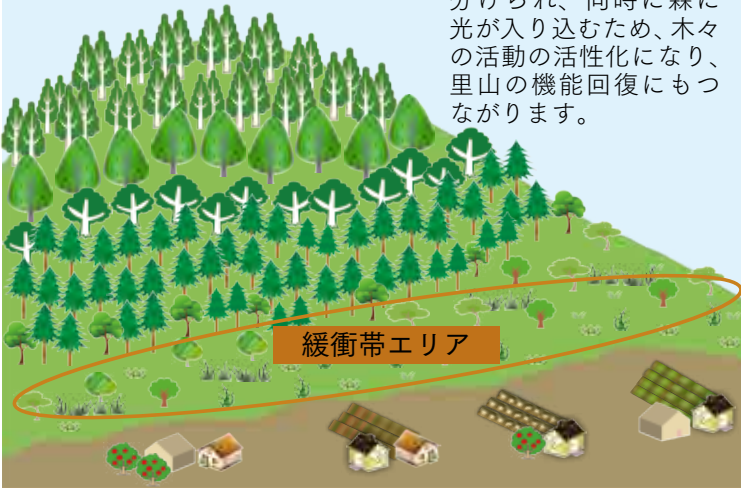
### 緩衝帯が低下している場合



果、動物の活動範囲が狭くなり、人と動物の活動エリアが重なると、森林の活性化にもつながりません。また、里山の機能が低下し、人と動物の活動範囲が狭くなり、人と動物の活動エリアが重なると、森林の活性化にもつながりません。



### 緩衝帯を確保している場合



「緩衝帯」により、人と動物の活動エリアが分けられ、同時に森林の活性化にもつながります。また、里山の機能が回復し、人と動物の活動範囲が狭くなり、人と動物の活動エリアが重なると、森林の活性化にもつながりません。

## 「第2期森林づくり県民税」で進める健全な森林づくり

森林は、清らかな水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を防止するなど、私たちの暮らしに欠かすことのできない「多面的機能」を有しています。この「多面的機能」を金額に換算すると、県民一人当たり年間約140万円の恩恵を受けていることとなります。

戦後、一斉に植林された「人工林」の約8割が、今後10年間のうちに「間伐」などの手入れが必要となります。また、森林と人との結びつきが弱まったことで森林の「多面的機能」が低下し、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼす恐れがあります。

このような中、先人達が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引継ぐため、県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」（通称、森林税）を導入し、里山の間伐などの森林づくりを進めてきました。

森林税は、県民会議の結果を受け、第2期森林づくり県民税として平成25年4月から5年間継続され、引続き森林の間伐を重点的に実施し、継続的な森林づくりを推進します。

### 中野市の活動

市では、森林税を活用し、個人所有の森林で施業の同意が得られた区域を「集約化、団地化」し、これま



でに約37ヘクタールの森林整備を実施しました。

また、森林税は森林内の「緩衝帯整備経費（写真①）」や木材を活用した「バス停設置費用（写真②）」にも充てられています。

このように、納税者の皆さんのご協力により、健全で災害に強い森林や、野生鳥獣の出にくい環境づくり、間伐材を利用した公共施設の木質化（内壁の板張り、木製テーブルの設置など）に活用されています。

今後とも森林税活用事業の推進にご協力をお願いします。

問い合わせ先

■税を活用した森林づくりに関すること

☎(23)0215 長野県北信地方事務所林務課

☎(23)0206 長野県北信地方事務所税務課

■市内森林税活用事業に関すること

☎(22)2111（内線251） 農政課耕地林務係